

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
	級管理者)の役割、責任及び権限が文書により定められているか。				
	3. システム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
	【建設現場における評価項目】 4. 建設現場(店社(仕事の請負契約を締結している事業場をいう。以下同じ。))において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場をいう。以下同じ。)に係るシステム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
	5. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。				
	【建設現場における評価項目】 6. 建設現場に係る労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。				
	7. 労働者に対して、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されているか。 *「教育」の内容には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの意義 (2) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する上での遵守事項及び留意事項 (3) システム各級管理者の役割	☆			
	8. 安全衛生委員会等が設置されている場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関する事項が調査審議されているか。	☆			
○明文化(第8条関係)	(明文化については、個々の項目において確認する)	—	—	—	—
(第2項関係)	1. 文書を管理(保管、改訂、廃棄等)する手順が定められているか。				
	2. 1 の手順に基づき、店社において管理すべき文書が管理されているか。	☆			
	【建設現場における評価項目】 3. 1 の手順に基づき、建設現場において管理すべき文書が管理されているか。	☆			
○記録(第9条関係)	1. 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って店社において行う				